

# 申告はお早めに 一税についてのお知らせ

## 確定申告相談会

確定申告の共同相談会（国・県・町共催）を次のとおり開催します。  
日時 2月5日（木）  
場所・時間 役場本庁舎会議室・9時30分～11時30分  
●仙石原文化センター・13時～15時30分

当日は申告書の受け付けもを行いますので、添付する書類や印鑑などをご持参ください。  
なお、次に該当するサラリーマンの方は、税金の還付が受けられます。

●住宅ローンによって、新築（増改築も対象）または既存の住宅を取得した方  
●多額の医療費などを支払った方  
●災害や盗難による損失を受けた方  
●年の途中で退職し、再就職していない方

確定申告書の提出は、2月16日（月）から3月15日（月）（土・日曜は除く）までです。3月15日（月）は除く）までです。3月15日（月）は除く）までです。3月15日（月）は除く）までです。

## 確定申告相談会

給与支払報告書など法定調査書の提出は2月2日までに  
平成15年分の給与所得の源泉徴収票など法定調査書の提出期限は2月2日（月）です。

源泉徴収票や報酬支払調書、不動産の使用料などの支払調書は、合計表とともに税務署へ、また、給与支払報告書は、1月1日現在の受給者の居住地を所管する市区町村へ提出してください。

住宅戸数を変更した方は住宅用地の申告を1月20日までに住宅敷地として使用している土地とそれ以外の土地では、固定資産税額の計算方法が異なります。そのため、次の方は住宅用地の申告をしてください。  
**申告が必要な方**

●平成16年1月1日現在、町内に住宅の敷地として使用している土地をお持ちの方（ただし、今までに住宅用地の申告をされた内容に変更のない方は、申告の必要はありません）  
●住宅戸数が、平成15年1月1日現在と平成16年1月1日現在

変更がある方  
**申告の方法**  
税務課にある申告書に必要事項を記入のうえ、1月20日（火）までに提出してください。

償却資産の申告は1月20日までに  
毎年1月1日現在で所有している資産のうち、土地・家屋以外の事業用資産については、償却資産として申告するよう義務づけられています。

これらの資産を所有している方は、申告書を1月20日（火）までに税務課へ提出してください。  
なお、新しく事業を始めた方、申告用紙が届いていない方は、税務課へご連絡ください。

家を取り壊した方は家屋の滅失届を1月20日までに  
固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。  
未登記の家屋を取り壊した方で、まだ家屋滅失届の手続きをされていない方は、1月20日（火）までに税務課へ家屋の滅失届を提出してください。

なお、登記している家屋については、横浜地方支局小田原支局へ建物滅失登記申請書を提出してください。  
**問合せ 税務課**  
☎5・7750

## 箱根町のバランスシート（平成15年3月31日現在）

資産の部		負債の部	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
①総務 37億 71万円		(1)町債（借入金）16年度以降償還予定額	108億2125万円
本庁舎、出張所、集会所など		(2)退職給与引当金	19億6394万円
②福祉 3億2076万円		固定負債合計	127億8519万円
保育園、老人福祉センターなど		2. 流動負債	
③衛生 87億3855万円		町債（借入金）15年度償還予定額	7億2282万円
総合保健福祉センター、ごみ処理施設など		流動負債合計	7億2282万円
④農林水産 5776万円		負債合計	135億 801万円
農業用水路など			
⑤観光 19億3585万円		正味資産の部	
森のふれあい館、寄木会館など		1. 国県支出金	55億7118万円
⑥土木 90億4893万円		2. 町税等一般財源	263億7867万円
道路・河川、公園、町営住宅など		正味資産合計	319億4985万円
⑦消防 25億7948万円		負債・正味資産合計	454億5786万円
消防庁舎、消防車両、防火水槽など			
⑧教育 145億3732万円			
学校、公民館、総合体育館など			
⑨その他 11億1612万円			
災害復旧工事など			
有形固定資産合計	420億3557万円		
2. 投資等			
(1)投資・出資金・貸付金	6億4925万円		
(2)目的基金	12億5429万円		
投資等合計	19億 354万円		
3. 流動資産			
(1)現金・預金			
①財政調整基金	2億1736万円		
②歳計現金	3億7437万円		
(2)未収金			
町税・その他	9億2702万円		
流動資産合計	15億1875万円		
資産合計	454億5786万円		

町では、総務省から発表された方法を使って、平成12年度末現在のバランスシート（貸借対照表）の試算を行い、以後、毎年度末のバランスシートの試算を行っています。今回は平成14年度末における状況をお知らせします。  
この方法によると、昭和44年度以降に普通会計（箱根町では一般会計と育英奨学金特別会計の合計）において蓄積した分野別の資産状況や将来負担しなければならぬ負債を把握することができます。

## 退職金共済制度加入 奨励補助金

退職金共済制度に加入している事業者に対し、掛金の補助を行っています。  
この補助を受けようとする事業者は、次により申請してください。

なお、今回の申請は平成15年後期分（7～12月）ですが、まだ前期分（1～6月）の補助申請

請をされていない事業者は、一括して申請してください。  
**申請期間**  
1月9日（金）～23日（金）

**申請方法**  
産業施設課または出張所に備え付けの申請用紙に記入、押印のうえ提出してください。  
**対象共済制度**  
●中小企業退職金共済制度  
●小田原商工会議所特定退職金共済制度

産業施設課 ☎5・9568

## 確定申告 指導会場の 開設

青色申告会では、平成15年分の確定申告にあたり、次のとおり「確定申告指導会場」を開設します。どなたでも無料でご相談いただけます。また、税理士による無料相談コーナーや、お子様連れの方のためにキッズル

期間 1月24日（土）～3月15日（月）  
期間中、土曜、日曜、祭日も開設しています。  
時間 9時～17時  
問合せ (社)小田原青色申告会  
☎0465・24・2611

## 「緑の銀行」から 樹木無料配布

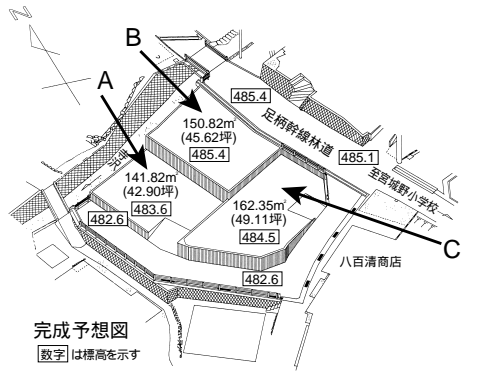


### 配布樹木一覧表

No	樹木名	本数	樹高 (cm)
1	トウゴクミツバツツジ	15	140
2	クチナシ	10	90
3	モミジ	10	140
4	ヤマボウシ	15	150
5	ツツジ	15	70
6	サツキ	15	70
7	レンギョウ	8	100
8	ハナカイドウ	12	170

町の「緑の銀行」では、みどり豊かな生活環境づくりを推進するため、一般家庭や事業所等で寄贈していただいたものや町で育てた樹木を、町民の皆さんに無料で配布します。  
配布を希望する方は、次のとおりお申し込みください。  
**申込期限** 1月30日（金）必着  
**配布樹木** 表のとおり  
**申込方法** 希望樹木名、本数、住所、氏名、電話番号を明記して、往復ハガキでお申し込みください。ただし、申込数は、1世帯、1種類につき2本以内、総数で5本を限度とします。  
なお、往復ハガキの返信に住所、氏名を記入してください。  
**配布期間** 3月1日（月）～3月5日（金） 10時～16時  
**配布場所** 宮城野苗圃  
**その他** 申し込みが多い場合は配布数を調整させていただきます。  
**申込・照会先** 〒250-0398 環境課  
☎5-9565

## 宮城野上ノ山町有分譲地 1月15日受付開始



町が宮城野上ノ山地内で造成工事中の宅地について分譲受けを開始します。  
**所在地**：箱根町宮城野上ノ山259番7外（宮城野小学校付近の八百清商店隣り）  
**分譲区画**：3区画、建ぺい率60%・容積率200%  
A区画(141.82㎡)：8,804,000円  
B区画(150.82㎡)：9,652,000円  
C区画(162.35㎡)：10,183,000円  
**受付日など**：【初日】1月15日（木）  
【2日目】1月16日（金）

初日に申し込みできるのは、本人または居住予定者が、町内に在住または在勤の方のみ。  
初日および2日目は、宮城野公民館で10時から12時まで受け付けます。  
申し込みが複数あった区画は同日13時30分から宮城野公民館で抽選会を実施して、譲受候補者を選定します。  
【3日目以降】1月19日（月）～  
本庁舎3階財務課で閉庁日を除き、8時30分から17時まで随時受け付けます。  
申し込み先着順に譲受候補者を決定します。  
**その他**：申込資格・申込書類・特約事項など詳細については、財務課および出張所にて配布している「分譲要綱」および「分譲のしおり」を参照してください。  
なお、財務課や宮城野出張所に設置してある「重要事項説明書」また、宅地造成現場〔平成16年2月末工事完成予定〕をあらかじめ確認されるようお奨めします。  
**照会先**：財務課 ☎5-9563

湯本後山町有分譲地も好評分譲中です。申し込みは随時受け付けています。先着順に譲受候補者を決定します。